

告 示

埼玉県告示第七百二十九号

測量計画機関である鴻巣市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十七年六月十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 測量計画機関

鴻巣市

二 作業種類

公共測量（座標補正に伴う点検測量及び3・4級基準点測量）

三 作業地域

鴻巣市其田地内

四 作業期間

平成二十七年六月十日から平成二十七年九月三十日まで